



全私保連ニュース

《平成30年度 7号 11月7日発行》

子ども・子育て会議 (第 38 回)の開催について

議題：「子ども・子育て支援をめぐる課題について」

日時：11月6日(火) 10:00～12:00 於：中央合同庁舎4号館 12階 共用1208 特別会議室

【議事概要】

内閣府から、「平成 30 年の地方からの提案」について資料 2 に沿って説明が行われ、それぞれの項目ごとに、政府の対応方針などが説明されました。

また財政制度等審議会でも示された、財務省資料「公定価格の適正化について」に関連して、「単価水準」及び「食材料費」について、各委員から様々な意見が示されました。

【配布資料】

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 資料 1 | 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿 |
| 資料 2 | 平成 30 年度地方分権に関する提案募集について |
| 資料 3-1 | 財政制度等審議会資料(抜粋) |
| 資料 3-2 | 私立保育所に係る委託費の用途制限 |
| 資料 4 | 幼児教育無償化に係る食材料費の取扱いについて |
| 参考資料 1 | 新制度施行後 5 年の見直しに係る前回会議での御質問事項 |
| 参考資料 2 | 就労証明書の標準的様式の活用状況等に関するフォローアップ調査結果について |
| 参考資料 3 | 委員提出資料 |

【塚本委員発言要旨】

『公定価格の適正化について』は、サービス業・中小企業との比較がありますが、全く尺度が違う上に、なぜそれらが比較対象なのか疑問に思います。また、自施設運営以外の支出で保育所のみ高い割合が示されていますが、これも保育所のみ尺度が違う上に、その中に借入金の返済金や各種積立金なども含まれていることから、運営状況を正確に表しているものではありません。こうした資料を基に「包括方式」への移行を検討すべきという改革の方向性は全く理解できません。

次に食材料費の取扱いにつきまして、保護者の自己負担が原則との記載がありますが、多くの保護者はそうした認識をしておられません。仮に食材料費 7,500 円を保護者から徴収するとなると、幼児教育の無償化を実施してもその実感は得られません。以前、都内の無認可保育所で、子ども一人一日当たりの食材料費が数円程度の食事を提供していることが報道されましたが、役所は「不適切という根拠法がない」と困惑していました。例えば、高級食材を用いて高額な給食費を徴収する事業者が現われたり、給食費を保護者から 7,500 円徴収しながら、安価な食材料費で済ませるケースなどをどのように規制していくのでしょうか？ 実費徴収することになれば、保護者にその額の根拠を示す必要があります。当園では、食育の一環として職員と子どもが同時に調理した給食を一緒に食べています。食材の仕入れも一括して行なっています。そうした場合、別々に仕入れ管理・調理しなければならないのでしょうか？

是非こうした保育現場の事情もご理解いただきたいと思います。

【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- 財政制度等審議会資料に対して抗議したい。積立金の保有状況において保育所とサービス業を比較しているが、公的インフラとしての性格を持つ保育所を一般的なサービス業と比較することに疑問を感じる。また、収支差率が示されていることについて、例えば小規模認可保育所では年間収入が約3,500万円程度であり、その17%は595万円ほどである。これは2~3ヵ月分の運営費用に相当する。2~3ヵ月分の積立がなければ安定的な運営をすることは不可能と言える。その他にも改修費を「自施設の運営以外への支出」とカウントしているなど、公定価格の引き下げを意図した作為的な資料と感じられる。経営実態調査の使途も含めて議論が必要である。
- 認定こども園は設置主体が様々であり、会計基準もそれに伴い異なっている。それら基準に対応した比較となっているのか。また、資料に示されている内容が包括方式への移行によって解決するとは考えられない。移行には反対である。
- 保護者は食材料費の取り扱いが支給認定区分により異なることも、これまで食材料費が保育料に含まれていたことも意識していないと考えられる。実費徴収にあたっては混乱が予想される。徴収の経緯や目的などについて明確に説明する必要がある。「無償化」という言葉が一人歩きしてしまう懸念を抱くとともに、すべての子どもを公平に扱ってほしいと望む。
- 保育士等キャリアアップ研修について、幼稚園や認定こども園における研修との相互乗り入れはどのような状況になっているのか。ムリ・ムラ・ムダのない仕組みの構築をお願いしたい。都道府県での統一書式の導入も併せて検討願いたい。
- 食材料費の取り扱いについては、不公平感のないよう統一すべきである。保護者に向けては丁寧なわかりやすい説明が必要である。
- 財政制度等審議会資料で示された数字については精査が必要である。食材料費は、これまで応能負担とされてきたことに鑑み、原則を逸脱することのない対応を考えていただきたい。満3歳児の取り扱いに関連して、認定替えが可能な子どもが生じる一方で、待機児童のままである子どもがいるなど大きな不公平感がある。幼児教育・保育無償化の前に整理されるべきである。
- 一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準緩和には賛成しがたい。質の確保を示すべきである。財政制度等審議会資料はミスリードであると感じる。包括方式の導入は、事業者にとっても公定価格に含まれる項目がわかりにくくなるのではないかと懸念する。加算化・減算化での対応がより望ましいと考える。食材料費については、1号から3号でイコールフットィングとされるべきであるが、食育の重要性に鑑みて、何らかの支援が一律になされるとよい。
- 公定価格見直しはどの程度と考えられているのか。以前の子ども・子育て会議においては、調査研究を行った上で検討されるとの話であった。今回経営実態調査の位置づけはどのようになっているのか。財政制度等審議会資料はその内容が不明確である。積み上げ方式を否定する根拠は何か。包括方式の導入は、平均化されることにより地域の実情に対応できなくなるおそれもある。食材料費については未整理の状況である。一旦公費の中にすべて取り入れて、どの部分を無償化の対象とするか検討すべきではないか。未納の対策などは、個々の園での対応だけでなく国や自治体からも何らかの対応をする必要がある。

- ・繰り返し述べられてきたように、食育の重要性は認められているところである。食材料費は原則無償化とすることはできないか。財源が問題であることは承知しているが、負担感のないようにしていただきたい。放課後児童支援員の研修については、質担保の視点から「従うべき基準」のままとするべきである。一方で人口減少地域への配慮は必要である。新・放課後子ども総合プランが導入されたところでもあり、人員確保については抜本的な対策が必要である。
- ・食育の実践について見える化が必要である。食材料費は実費徴収もあり得るが、アレルギー食などが必要な場合においても同額とすべきである。各施設での負担軽減と保護者の納得が必要となる。丁寧な説明が求められる。
- ・食材料費について、食育は保育の中身であると考えている。なぜ外に出して議論されているのか。質の担保や応能負担といったことも含め、原則を議論すべきである。

[内閣府]

- ・これまでの子ども・子育て会議においても、経営実態調査での法人規模や運営主体の別についての取り扱いは課題とされてきた。今後調査研究を進めて何らかの報告をしたい。都道府県での書式統一についても進めていきたい。

☆ 下記の内閣府サイトより資料入手及び動画の視聴ができます（配信までに日数を要する場合があります）。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

厚生労働省が、保育士等キャリアアップ研修を e ラーニングで行う 調査研究事業会議を開催

厚生労働省は新たに「保育士等キャリアアップ研修を e ラーニングで実施する方法等に関する調査研究事業会議」を設置し、第 1 回会議を 10 月 23 日（火）に開催しました。全私保連から委員として、菊地秀一副会長が出席しました。「保育士等キャリアアップ研修」は、平成 29 年 4 月 1 日から都道府県を実施主体として実施されていますが、保育業務が忙しく参加が難しい、島嶼地域や僻地において運営されている保育所等では、遠方で開催される集合型の研修への参加が難しい等の意見があります。そのために厚生労働省では、受講がし易くなるよう「e ラーニング」によるキャリアアップ研修の実施方法等を検討し、実施主体の導入の参考となるよう企図して本事業を実施することとしました。事業の中の当会議では、映像の媒体、評価方法等、e ラーニング研修を効果的に実施する方法について有識者による意見交換、協議を行います。今後年内に計 4 回の会議が予定されています。

* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp